

**一般競争入札による駐車場施設設置場所の
貸付けに係る入札公告兼入札説明書**

公告日 **令和7年1月10日（金）**

入札日時 **令和7年1月29日（水）10時00分**

入札場所 **県庁本庁舎 5階 517会議室
（横浜市中区日本大通1）**

神奈川県

総務局総務室

総務局財産経営部財産経営課

貸付けに係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

目次

	ページ
1 入札に付する事項	3
2 入札に参加することができない者	3
3 契約を締結することができない者	3
4 入札及び開札の日時及び場所	3
5 入札参加申請	4
6 質問書及び回答について	4
7 入札方法等	5
8 無効な入札等	6
9 落札者の決定方法	6
10 契約条件等	7
11 事業計画	7
12 その他	7

1 入札に付する事項

(1) 物件

物件番号	物件名	所在地	貸付場所	貸付面積
1	元かながわ女性センター	藤沢市江の島一丁目216番2の一部	別紙1「位置図」のとおり	5,015.64m ²

※ 法規制等については、別紙2「物件調書」のとおり

(2) 貸付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年9月23日（火）まで（予定）

(3) 貸付場所の用途

有料時間貸し観光バス駐車場の設置

(4) 有料時間貸し観光バス駐車場の設置に関する条件

別添「仕様書」のとおり

(5) 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

神奈川県総務局総務室 経理・債権管理適正化グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（神奈川県庁本庁舎4階）

電話：045-210-3032（直通）

FAX：045-210-8816

メールアドレス：：soumu-nyusatu@pref.kanagawa.lg.jp

(6) 入札物件に関する問合せ先

神奈川県総務局財産経営部財産経営課財産企画グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（神奈川県庁本庁舎5階）

電話：045-210-2510（直通）

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 官公庁施設に併設される駐車場施設の設置及び管理に関する業務を引き続き2年以上営んでいない者
- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に営業所又は事務所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月29日（水）

物件番号	受付開始時刻	受付締切時刻	入札開始時刻	開札開始時刻
1	午前9時20分	午前9時50分	午前10時00分	入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

- (2) 場所
神奈川県庁本庁舎 5階517会議室（住所 横浜市中区日本大通1）
- (3) 入札当日の持ち物

入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）
 入札参加申請書の写し（県の受領印が押印されたもの※）
 身分証明書（運転免許証等写真付きのもの）
 筆記用具

※ 入札参加申請書を郵送にて提出した場合は、県の受領印を押印した入札参加申請書の写しをFAXにて申請者へお送りしますので、その写しを持参してください。

- (4) その他
- ア 本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。
- イ 入札会場への入室は、申請者又はその代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）の方のみとさせていただきます。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出する必要があります。

- (1) 提出期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月28日（火）までの日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間
- (2) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	○	○
イ	誓約書	○	○

県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）
 （用紙は必ず「様式類」からコピーして使用してください。）
 また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

- (3) 提出方法
提出期間内に、提出書類を1(5)に記載の提出先に直接持参または郵送（提出期間内に必着）するものとします。

6 質問書及び回答について

- (1) 受付期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月17日（金）まで
- (2) 提出方法
質問書（神奈川県所定様式）を次のメールアドレスに送付してください。
 なお、メールのタイトルは「県有財産の貸付けに係る一般競争入札（令和7年1月10日付け公告分）に関する質問」としてください。
 ※ 口頭、郵送、持参等での質問は受け付けません。

<提出先メールアドレス>

神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ

soumu-nyusatu@pref.kanagawa.lg.jp

(3) 質問者への回答

令和7年1月24日（金）までに、電子メールなどで個別に回答するとともに、県ホームページに回答を掲載します。なお、再質問は認められません。

<県ホームページURL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/index.html>

7 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、貸付期間の総額（税抜）とします。

イ 県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。以下この入札説明書において同じ。））による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に復代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを委任状において明確にしてください。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含むものとみなします。

ウ 復代理人が入札する場合は、前記の委任状のほかに代理人から復代理人への委任状も必要となります。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度の入札に参加することはできません。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(4) 入札保証金

免除

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

ウ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

8 無効な入札等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ア 入札に参加することができない者がした入札
 - イ 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人（復代理人）の記名のない入札
 - ウ 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札
 - エ 条件を付した入札書を提出した入札
 - オ 1人で2通以上の入札書を提出した入札
 - カ 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札
 - キ 委任状を提出しない代理人（復代理人）のした入札
 - ク 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
 - ケ 申請者、代理人（復代理人）及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
 - コ 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- (2) 失格
入札開始時に入札会場に本人又は代理人（復代理人）が不在の場合は、失格とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。
- (3) 落札候補者は、以下の提出書類を令和7年1月31日（金）17時までに1(5)記載の提出場所に直接持参により提出してください。

	提出書類	法人	個人
ア	神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書	○	○
イ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
ウ	身分証明書（市町村発行のもの）又は住民票		○
エ	確定申告書（写）		○
オ	神奈川県税納税証明書	○	○

※ イ、ウ及びオについては、発行後3ヶ月以内の原本とする。

※ オについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用・「県税」の未納がない証明）とする。

※ エについては、直近に申告したものとする。

- (4) 県は提出書類により、入札参加資格の有無を確認します。（警察本部に暴力団等に該当するかの照会を含む。）その結果、入札参加資格があると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定します。

一方、入札参加資格が無いと確認された場合には、落札候補者の入札を無効とし、

書面にてその者に通知します。

- (5) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

10 契約条件等

- (1) 別添土地賃貸借契約書（案）のとおり。
- (2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に県で作成した契約書を受領し押印の上1(5)に記載の提出先まで直接持参するか郵送で提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。ただし、落札者の責によるものではない場合は、この限りではありません。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

11 事業計画

落札者は、県と協議の上、有料時間貸し観光バス駐車場に係る運営体制、利用料金体系、及び設備設置工事の内容等の計画について記載した事業計画書を作成し、令和7年2月14日（金）までに提出してください。

12 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。

位置図



物 件 調 書

別紙 2

物 件 名	元かながわ女性センター				
所 在 地	藤沢市江の島一丁目216番2の一部				
地 積	5,015.64㎡	地 目	宅地	形 状	不整形
主な接面道路の状況	敷地北側で幅員約8～9mの臨港道路に接しています。なお、敷地西側の道路状の土地（県有地）は一般車両による通行はできません。				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法等	市街化区域			
		用途地域	商業地域		
		建ぺい率	80%	容 積 率	400%
	その他規制	※風致地区に係る部分は40%			
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無（ただし、敷地は、県指定史跡・名勝「江ノ島」の指定範囲となっているため、現状を変更する場合は、神奈川県文化財保護条例に基づく現状変更許可申請に係る手続きが必要です。）			
交 通 機 関	鉄 道	小田急江ノ島線「片瀬江ノ島駅」から南約1.3km			
	バ ス				
参 考 事 項	<p>○敷地は、駐車場として令和7年3月28日まで株式会社湘南なぎさパークに貸付けています。</p> <p>○株式会社湘南なぎさパーク所有のゲート、精算機、外灯等は、令和7年3月28日までに撤去する予定ですが、事業で使用するものについては、令和7年1月30日までに申告があれば、存置し、使用していただくことが可能です。</p> <p>○敷地には、門、かこい、下水設備、アスファルト舗装、貯水槽、電線等が存置していますが、これらを含めて現況での引渡しとなり、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。</p> <p>○都市ガスについては、敷地付近の道路に埋設管は敷設されていません。</p> <p>○上水道については、敷地北側道路に本管（150mm）が、敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地北側道路に分流（汚水）管（300mm）が敷設されています。</p> <p>○敷地は令和4年度に測量しています。</p> <p>○敷地の一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されています。区域の指定等に関することは藤沢土木事務所へ、地域防災・避難等については藤沢市へ確認してください。</p> <p>○本敷地については、地耐力調査は、実施しておりません。</p> <p>○現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等について、県は対応しません。</p> <p>○敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が見つかった場合でも、撤去及びその費用負担等について、県は対応しません。</p> <p>○駐車場の整備工事を行う際は、粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p>				